

住民監査請求に係る監査の結果について

第1 監査の請求

1 請求の受付

平成24年4月3日に、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定に基づく兵庫県職員措置請求書（以下「請求書」という。）が、A外1名から提出された。

2 請求の概要

請求書及び請求書に添付された事実を証する書面（以下「事実証明書」という。）に基づき、本件措置請求の要旨を、おおむね次のとおりと解した。

(1) 請求の要旨

ア 請求理由

県が主管し推進する県民交流広場事業において設立、承認された武庫第6コミュニティ委員会の事業計画等の内容について、次のとおり措置請求を行う。

(7) 同委員会が実施する同事業において、県が、同委員会の運営主体組織となる西武庫団地自治会（現パークタウン西武庫自治会）の組織風土、体質、事業活動、資金規模等について実態調査や資格審査を実施せずに、平成20年度から平成24年度までの間、同委員会に対して補助金700万円を支出することは、不当である。

(1) 同事業の主要設備資産となるキャノピー・テント、野外まちかど図書館本棚等について、県が、市場価格、実勢価格を調査比較し、その妥当性、適切性を検証せずに、同委員会に対して補助金を支出していることは、不当である。

イ 求める措置の内容

次の4種の措置のうちいずれかの方法で、返還請求すること。

(7) 補助金全額の返還

(1) 補助金のうち既に消費した額を差し引いた額の返還

(7) 武庫第6コミュニティ委員会の施設整備台帳及び備品台帳に記載された施設及び備品に係る額の返還

(1) キャノピー・テント、野外まちかど図書館の施設整備費に充てられた補助金のうち市場価格、実勢価格との差額に相当する額の返還

(2) 事実証明書

本件措置請求の要旨に係る事実証明書として、別記1の文書が提出された。

3 請求の受理

本件措置請求について、自治法第242条所定の要件を具備していると認め、平成24年4月3日（請求書提出日）付けで受理した。

第2 証拠の提出及び陳述

1 請求人の陳述等

平成24年5月8日、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ（自治法第242条第6項）、請求人から、おおむね次のとおり陳述があり、また、新たな証拠として、別記2の文書が提出された。

(1) パークタウン西武庫は、1号棟から20号棟までである団地で、現在1,165戸の戸数がある。また、

個人住宅が28軒ある。これらを、武庫第6コミュニティ委員会としている。同委員会は、平成20年10月頃から、県から県民交流広場事業の補助金を受けている。

- (2) パークタウン西武庫の自治会である西武庫団地自治会(現パークタウン西武庫自治会。以下「西武庫団地自治会」という。)の平成21年4月と平成22年4月の総会で、武庫第6コミュニティ委員会に対する補助金について公正・透明な説明をするよう求めたが、住民に収支の報告を一切行っていない。そこで、阪神南県民局(以下「県民局」という。)に同自治会の対応について指導してもらおうべく、文書で事業内容を照会したが、返答がなかったことから、補助金に係る書類を公文書公開請求した。しかし、同委員会の名簿などが黒塗りされて事業の実態が明らかにならないので、異議申立てを行い、黒塗りされたところの一部が公開されるという経過となった。県は公金の使いみちについて、透明・正確に知らしめるべきである。
- (3) 西武庫団地自治会の組織風土等の問題点を挙げる。同自治会と武庫第6コミュニティ委員会の会計を担当している者に、同自治会を統制する基準や規程を順守せずに運営することが不条理であることを指摘し、より良い会計制度の構築に向けて提言する内容の文書を平成20年7月に渡したが、改善すべき兆しも一切なく、今日に至っている。
- (4) 返還請求の方法には、次のとおりの選択肢があると考える。
 - ア 武庫第6コミュニティ委員会の補助金700万円全額を受ける権利を解消し、返還請求させること。西武庫団地自治会の長期財務分析によると、同自治会の繰越金と積立金が470万円から480万円、ある年度では500万円もあり、この財産がある中で、無理な計画を立てなければ、補助金がなくても、事業は十分実施可能であった。
 - イ 活動費、整備費を問わず、返還請求時点での既実消費額を差し引き、その残額を返還請求すること。
 - ウ 活動費を除く施設整備台帳、備品台帳記載分を返還請求すること。
 - エ キャンपी・テント、野外まちかど図書館施設整備費のうち過分と評価される金額を算定し、返還請求すること。110万円ほど返還請求できるのではないか。野外まちかど図書館では、本棚で30数万円の見積りをしているが、市販の本棚を置けば済む。
- (5) つまり、武庫第6コミュニティ委員会は、西武庫団地自治会の役員が大半を占めており、同委員会が同自治会の体質を持ったままで運営されているので、それが問題だということである。県民交流広場事業では、同委員会の運営実績や、予算、決算などを住民に開示し、透明性を確保することが大切であり、そのように実行すれば、住民が喜ぶのではないかと思う。

2 執行機関の陳述の要旨

平成24年5月8日、企画県民部及び県民局の陳述を実施したところ(自治法第242条第7項)、おおむね次のとおり陳述があった。

(1) 県民交流広場事業について

ア 県民交流広場事業の概要

県民交流広場事業では、県民の参画と協働による地域コミュニティの再生を目指し、県民一人ひとりが、身近な地域を舞台に多彩な分野で地域づくり活動に取り組むための活動の場の整備と活動に要する経費に対する助成を行っている。

県民交流広場事業の対象となる地域は小学校区を基本としているが、地域の実情に合わせて小学校区を統合又は分割した区域もある。

県民交流広場事業の実施主体は、自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、PTA、ボランティアグループなどで構成された連合組織等である地域推進委員会とし、住民の総意が最も反映される地域代表性と、公正かつ透明な運営を求めている。

事業採択された地域推進委員会に対しては、活動拠点となるコミュニティ施設の工事費や備品購入費などの整備補助として1,000万円、事業実施経費や光熱水費などの活動補助として300万円、おおむね5年間にわたり、合計1,300万円を限度として各県民局から助成している。

イ 事業採択の手順

県民交流広場事業を実施しようとする地域推進委員会は、事業計画書と地域推進委員会概要書を市町に提出する。市町は、地域推進委員会へのヒアリングや現地調査を実施して事業計画の実現性や地域推進委員会としての要件を満たしている旨の意見書を付して当該事業計画書を各県民局に提出する。

各県民局は、提出された事業計画書、地域推進委員会概要書、市町意見書の内容を確認するとともに、公開の提案発表会を開催して、外部委員からなる広域推進委員会で公平な審査を実施した上で、事業採択の決定を行っている。

ウ 公正・透明な運営が求められていること

地域推進委員会においては、監査役を定め会計事務をチェックしている。

各県民局では、事業の実績報告の際に、地域推進委員会に対してヒアリングを実施し、通帳、見積書、領収書の原本等を確認するとともに、適正な会計処理について指導・助言している。

さらに、施設整備が終了した時点で事業計画どおり適正に整備されていることを、現地調査により確認することとしている。

地域推進委員会における経費の執行においては、施設整備及び備品購入に係る契約について、おおむね5万円以上の契約を締結する際に、経済性や公正性を考慮するため、入札又は見積り合わせを行うよう各県民局から指導している。

(2) 武庫第6コミュニティ委員会について

ア 組織構成及び事業実施地域

同委員会は、西武庫団地自治会、武庫元町3丁目自治会のほか様々な活動グループを含む13団体で平成20年に設立されている。

尼崎市における県民交流広場事業の地域設定は、社会福祉連絡協議会のエリアを基本単位としている。

イ 県民交流広場事業の実施内容

整備事業としては、平成20年度と平成21年度で、集会所外側のキャノピー・テント設置に252万円、野外まちかど図書館の本棚等及び物置の設置に188万円、そのほか、プロジェクター、テーブル、椅子等の備品の購入に110万円を支出しており、合計550万円の整備を行っている。

活動事業については、週3回開催のふれあい喫茶や丹波市の生産農家と連携したあおぞら市場のほか、民謡踊り、老人会、卓球大会、陶芸教室、クリスマス会、餅つき大会などを実施し、平成22年度までに89万円を支出し、平成23年度は33万円が支出され、平成24年度は28万円の支出が予定されている。

ウ 県民局等による審査及び調査の状況

(ア) 同委員会は、県民交流広場事業の申請に当たり、補助金交付要綱等の事業採択の手順のとおり、まず尼崎市に対して平成20年7月18日に事業計画書等を提出している。

同市では、同年7月25日に、市民運動武庫地区推進協議会(社会福祉協議会をはじめ武庫地区の地域活動団体17団体の代表者で構成)において、同委員会による事業計画の提案発表をさせるとともに、同委員会の実態及び資格の確認を行っている。同市は、その結果を踏まえ、同委員会の事業計画が適切である旨の意見書を同年7月30日付けで作成し、同年8月8日に県民局に提出している。

- (イ) 県民局は、同市の意見書の内容を確認し、同年9月9日に公開の提案発表会を開催するとともに、広域推進委員会である県民交流広場・阪神南推進委員会の6名の委員が、武庫第6コミュニティ委員会の事業を審査し、合議の上で採択している。
- (ロ) 同委員会は、事業実施地域に存する2つの自治会をはじめとした同地域を活動の拠点とする団体で構成されており、住民の総意が最も反映されている団体である。また、規約を制定し、代表者及び監査役を定めるとともに、平成20年度の設立時から県民交流広場事業の活動内容や事業計画を、構成団体の総会等で説明し、団地の各棟エレベーター前の掲示板に掲示したり、年3回から4回発行している自治会の広報紙に掲載するなど、事業実施地域の住民に周知をしている。また、事務所に規約、役員名簿、事業計画書、補助金に関する書類等を置き、毎週、月、水、金の午前中は閲覧することができるようにしている。
- (ハ) 県民局は、キャノピー・テント及び野外まちかど図書館の本棚等が2者の見積り合わせにより業者に発注されていること、そして、キャノピー・テントにおいては集会所の壁面に取り付ける必要があること、野外まちかど図書館においては屋外に常設して利用する必要があることから、特注品である必要があり、いずれも既製品の市場価格と比較できないことを現地で確認している。

第3 監査の対象

1 監査の対象とした事項

請求書及び事実証明書に基づき、武庫第6コミュニティ委員会に対する県民交流広場事業に係る補助のうち、県民交流広場事業活動補助の平成23年度に支出されたもの及び平成24年度に支出予定のものを、監査の対象事項とした。

2 監査の対象としなかった事項及びその理由

(1) 監査の対象としなかった事項

ア 武庫第6コミュニティ委員会に対する平成20年度及び平成21年度の県民交流広場事業整備補助の支出

イ 同委員会に対する平成20年度から平成22年度までの間の県民交流広場事業活動補助の支出

(2) 監査の対象としなかった理由

ア 請求期間の徒過

住民監査請求は、正当な理由がある場合を除き、財務会計上の行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができないものとされており（自治法第242条第2項）、本件措置請求が行われた日は、上記(1)に掲げる支出があったそれぞれの日から1年以上経過している。

イ 正当な理由の有無

請求書及び事実証明書の内容からみて、請求人は、平成22年6月29日付け公文書公開請求に対する同年7月13日付け部分公開決定により非公開とされた部分について、知事に異議申立てを行い、当該申立てを踏まえた平成23年5月17日付け部分公開決定で非公開事項の一部が公開されたという経緯があることから、措置請求のための分析等ができなかったことをもって、正当な理由を有していると主張している。

しかしながら、請求期間の徒過に係る正当な理由の有無については、最高裁判所の判例（最高裁判所昭和63年4月22日判決及び平成14年9月12日判決）によると、住民が相当の注意力をもって調査しても、客観的にみて措置請求をするに足りる程度に支出等の存在又は内容を知る

ことができなかつたかどうかによって判断するとされており、請求人は公文書公開請求等により各支出があつた日から1年以内に措置請求に必要な情報を入手し、措置請求を行うことが可能であつたと解される。また、平成22年7月13日付け部分公開決定により得られた情報によつても、措置請求に必要な情報は入手できていたと解される。

これらのことから、請求人は、請求期間を徒過したことについて、正当な理由を有しているとは認められない。

第4 監査の結果

本件措置請求について、監査の結果を合議により次のとおり決定した。

本件措置請求については、理由のないものと判断する。

以下、請求書、事実証明書、請求人の陳述及び新たな証拠、企画県民部及び県民局の陳述並びにこれらに対する実地調査（平成24年4月18日実施）並びに関係人（武庫第6コミュニティ委員会及び尼崎市）に対する実地調査（同年5月1日実施）により認定した事実並びにそれに対する判断について述べる。

1 認定した事実

(1) 県民交流広場事業活動補助に係る事業は、兵庫県企画県民部補助金交付要綱と県民交流広場事業に係る整備・活動補助及び市町推進委員会運営等補助事務処理要領（以下「要綱等」という。）に基づき、次のとおり実施することとされている。

ア 同補助の対象となる者は、地域推進委員会とされている。地域推進委員会は、自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会等地域団体が参画した連合組織等であつて、次の要件を満たす必要がある。

(ア) 小学校区等の特定地域を基盤として成立し、多数の住民又は世帯で構成され、かつ、当該地域の住民の総意が最も反映されていること。

(イ) 地域推進委員会としての規約、代表者及び監査役を定めるとともに、組織運営に関する情報が地域に公開・提供されていること。

(ウ) 当該地域の住民又は世帯が希望に応じ、運営に参画できること。

イ 同補助の対象となる経費は、地域推進委員会が県民交流広場を拠点とする持続的な地域づくり活動のきっかけや基盤づくりにつながる活動を展開するために、地域推進委員会の基金造成に要する原資とされている。

ウ 当該事業を実施するに当たり、地域推進委員会は、その内容について、あらかじめ事業計画を作成し、各県民局の承認を受けなければならない。また、各県民局は、承認を行うに当たり、地域推進委員会が作成する事業計画書と市町が作成する意見書の提出を受け、公開の場で行う提案発表会での審査を経て、決定を行うこととされている。なお、この決定に当たっては、各県民局に置かれる広域推進委員会の意見を求めることができるとされている。

エ 地域推進委員会は、事業計画書に基づき、実施年度ごとに、同補助により造成された基金を取り崩して事業を実施し、基金の運営実績報告書を各県民局に提出する。各県民局は、実績報告書と事業計画書を踏まえ、必要な助言・指導を行うこととされている。

(2) 武庫第6コミュニティ委員会の県民交流広場事業活動補助に係る事業計画は、事業当初の平成20年度に、次のとおり承認された。

ア 同委員会は、県民交流広場事業の主旨に沿って地域住民を対象とした事業を行い、地域コミ

ユニティの発展に寄与することを目的として設立された。

同委員会は、尼崎市が地域のコミュニティづくりの基本単位としている武庫第6社会福祉連絡協議会の区域を中心とした地域（同市武庫豊町2丁目及び武庫元町3丁目の一部からなる地域）の自治会と当該地域で多様なコミュニティ活動を行っている諸団体により構成されており、同委員会の規約は平成20年7月1日付けで作成されている。また、規約には代表者、監査役等役員に関する定めがあり、現にそれらの役員が置かれている。

イ 同委員会は、同年7月18日に、上記アの地域で実施しようとする事業について、事業計画書を作成し、同市に提出した。

なお、同委員会が計画した事業は、同補助に係る事業にあつては平成20年度から平成24年度までの間の野外まちかど図書館の運営、ふれあい喫茶の実施等であり、県民交流広場事業整備補助に係る事業にあつては平成20年度及び平成21年度のキャノピー・テントの整備及び野外まちかど図書館のための本棚等の整備であった。

ウ 同市は、同年7月25日に、同市武庫支所に設置された市民運動武庫地区推進協議会（地域団体代表者等で構成）により、上記イの事業計画書の審査を行った。審査は、事業計画書のほか、同委員会のプレゼンテーション、同市の地域活動支援コーディネーターの意見等を踏まえて行われた。そして、同市は、同年8月8日、審査の結果を踏まえ、同委員会の事業が同市のコミュニティ施策と整合性が図られたものであること、同委員会のメンバーが積極的に地域のコミュニティ活動に参画していること等を記載した意見書を付して、当該事業計画書を、県民局に提出した。

エ 県民局は、同年9月9日に、県民交流広場事業を実施しようとする、同委員会を含む17団体を対象とした、公開の提案発表会を行い、県民局に置かれる広域推進委員会である県民交流広場・阪神南推進委員会による審査が実施された。

オ 県民局は、同年10月9日に、上記エの審査等を踏まえ、上記アの地域を、武庫第6連協地域という名称で、武庫第6コミュニティ委員会の事業実施地域に選定した。これを受けて同年10月10日、同委員会は事業計画承認申請を行い、県民局は同日付けで事業計画を承認した。

(3) 武庫第6コミュニティ委員会は、次のとおり、県民交流広場事業活動補助に係る事業を実施している。

ア 同委員会は、平成23年度までの同補助に係る事業について、事業計画に基づき、実施年度ごとに、同補助を受けて事業を実施し、県民局に対して実績報告を行い、かつ、県民局による実地調査及び実績報告書による事業実施の確認を受けている。また、同委員会は平成24年度も事業計画に基づき、同補助を受けて事業を実施することとしている。

イ 同委員会は、平成23年度の同補助に係る事業として、事業計画を踏まえ、野外まちかど図書館の運営、ふれあい喫茶の実施、民謡踊り、老人会の開催、丹波市生産農家と連携したあおぞら市場の実施、陶芸教室、クリスマス会、餅つき大会の開催等を行った。

ウ 当該事業の実施に当たっては、自治会その他構成団体の総会等で事業の説明を行い、活動内容を同委員会が所在するパークタウン西武庫の各所にある掲示板により周知している。また、同委員会の作成した文書は、同委員会の事務所（週3日程度、午前中に開所）に備え付けられ、住民からの求めに応じて閲覧できるようにされている。

さらに、パークタウン西武庫の集会所で活動し、継続して活動を行うことができる団体であれば加入を認めている。

(4) 県は、上記第3の1に掲げる監査の対象である平成23年度の県民交流広場事業活動補助について、平成23年7月7日に武庫第6コミュニティ委員会に対して33万円を支出しており、かつ、同委員会に対する平成24年度の同補助に係る予算を計上している。

2 判断

(1) 請求人は、県が武庫第6コミュニティ委員会について、同委員会の運営主体組織である西武庫団地自治会の実態調査や資格審査を実施せずに補助金を支出していることを不当であるとしている。

(2) しかし、武庫第6コミュニティ委員会に対する県民交流広場事業活動補助の支出は、以下のとおり、不当な点はない。

ア 県民局は、事業当初の平成20年度に、上記1(2)のとおり、尼崎市と県民交流広場・阪神南推進委員会の意見を踏まえ、要綱等に定める審査等を通じて、武庫第6コミュニティ委員会が上記1(1)ア(ア)から(ウ)までに掲げる地域推進委員会に係る要件を満たす団体であることを、確認している。

イ 武庫第6コミュニティ委員会は、平成23年度及び平成24年度においても、上記1(1)ア(ア)から(ウ)までに掲げる要件を、次のとおり、いずれも満たしている。

(ア) 同委員会は、上記1(2)アのとおり、武庫第6社会福祉連絡協議会の区域を中心とした特定の地域を基盤として成立している。また、その地域の多数の住民が加入し、住民の総意を反映することができる自治会などの多数の団体で構成されている。

よって、同委員会は、上記1(1)ア(ア)に掲げる、小学校区等の特定地域を基盤として成立し、多数の住民又は世帯で構成され、かつ、当該地域の住民の総意が最も反映されているという要件を満たしている。

(イ) 同委員会は、上記1(2)アのとおり、規約を定めており、代表者、監査役等の役員を置いている。

また、同委員会は、上記1(3)ウのとおり、自治会その他構成団体の総会等で事業の説明を行い、活動内容をパークタウン西武庫の各所にある掲示板により周知している。さらに、同委員会の作成した文書は、同委員会の事務所に備え付けられ、住民からの求めに応じて閲覧できるようにされている。

よって、同委員会は、上記1(1)ア(イ)に掲げる、地域推進委員会としての規約、代表者及び監査役を定めるとともに、組織運営に関する情報が地域に公開・提供されているという要件を満たしている。

(ウ) 同委員会は、上記1(3)ウのとおり、自治会その他構成団体の総会等で事業の説明を行い、活動内容をパークタウン西武庫の各所にある掲示板により周知することにより、地域住民の意見を反映させる機会を確保している。また、集会所で活動し、継続して活動を行うことができる団体であれば、加入を認めている。

よって、同委員会は、上記1(1)ア(ウ)に掲げる、当該地域の住民又は世帯が希望に応じ、運営に参画できるという要件を満たしている。

(3) なお、請求人は、武庫第6コミュニティ委員会の構成団体の一つである西武庫団地自治会に対する実態調査等を求めるが、要綱等においては、地域推進委員会を構成する団体の実態調査等まで求めているものではなく、また、要綱等に定めるところのほか同自治会の実態調査等を要するといった特段の事情があるとまでは認められない。よって、同自治会の実態調査等を県が実施していないことを不当ということはできない。

(4) 以上によれば、県が武庫第6コミュニティ委員会に対して補助金を支出することは、不当とはいえない。

以上のとおり、監査の対象とした武庫第6コミュニティ委員会に対する県民交流広場事業活動補助について、同補助の返還を求める、とする本件措置請求には、理由がないものと判断する。

別記1 事実証明書

- 1 「兵庫県職員措置事実証明書」と題する文書
- 2 「兵庫県職員措置事実証明書別紙一覧」と題する文書
- 3 「県民交流広場事業について、お尋ねしたい事項について」と題する文書（平成22年6月21日付け）
- 4 公文書開示請求書（尼崎市の様式）
- 5 公文書公開請求書の送り状（県民局作成）
- 6 公文書公開請求書（県様式）
- 7 公文書公開請求書（平成22年6月29日付け）
- 8 公文書部分公開決定通知書の送り状（県民局作成）
- 9 公開方法等申出書（県様式）
- 10 開示請求書（県様式）
- 11 公開方法等申出書（平成22年7月23日付け）
- 12 公文書部分公開決定通知書（平成22年7月13日付け神南(県)第1354号）
- 13 異議申立書（平成22年9月10日付け）
- 14 県民交流広場活用の手引き（抜粋）及び送り状（平成22年10月12日付け）
- 15 公開決定等に対する異議申立てに係る審議会諮問通知書の送付について（平成22年12月3日付け事務連絡）
- 16 審議会諮問通知書（平成22年12月3日付け県生第1098号）
- 17 非公開理由説明書（平成22年12月22日付け県生第1102号）
- 18 意見書の送付等について（平成22年12月24日付け情審第26号）
- 19 異議申立てについての答申時期に係る文書（平成23年4月15日付け県民情報センター作成）
- 20 情報公開・個人情報保護審議会答申書（写し）について（平成23年4月28日付け情審第7号）
- 21 公文書の部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）（平成23年4月28日付け答申第9号）
- 22 決定書謄本の送付について（平成23年5月9日付け事務連絡）
- 23 決定書（平成23年5月9日付け）
- 24 公文書部分公開決定通知書（平成23年5月17日付け神南(県)第1105号）
- 25 「自治会会費・長期財務分析」と題する文書
- 26 「什器備品経費実績」と題する文書
- 27 「西武庫団地自治会、会計実施基準検討資料」と題する文書（平成17年4月27日付け）
- 28 「西武庫団地自治会会計実施基準（案：項目）」と題する文書（平成17年4月27日付け）
- 29 県民局の意見書に対する請求人の意見（平成23年1月7日付け）
- 30 「公文書公開請求及び異議申立に至った経緯」と題する文書（平成23年3月23日付け）
- 31 「阪神南県民局「意見書」に対する異議申立人の意見書」と題する文書（平成23年3月23日付け）
- 32 公文書公開請求による部分公開書と審議会答申による部分公開書の一覧
- 33 公文書公開請求による部分公開書
 - (1) 事業計画承認申請書（平成20年10月10日付け）
 - (2) 補助金交付申請書（平成20年10月10日付け）
 - (3) 補助金交付申請書（平成20年10月10日付け）

- (4) 補助事業実績報告書(基金造成報告)(平成20年11月28日付け)
- (5) 補助事業実績報告書(基金造成報告)(平成20年11月28日付け)
- (6) 基金運営実績報告書(平成21年4月7日付け)
- (7) 平成20年度県民交流広場事業(変更)計画書(平成21年4月7日付け)
- (8) 補助金交付申請書(平成21年5月19日付け)
- (9) 補助金交付申請書(平成21年5月19日付け)
- (10) 補助事業実績報告書(基金造成報告)(平成21年7月17日付け)
- (11) 補助事業実績報告書(基金造成報告)(平成21年7月17日付け)
- (12) 基金運営実績報告書(平成22年4月12日付け)
- (13) 補助金交付申請書(平成22年5月21日付け)

34 審議会答申による部分公開書

- (1) 地域推進委員会概要書
- (2) 平成20年度事業内容報告書(整備基金)
- (3) 平成21年度事業内容報告書(整備基金)
- (4) 平成21年度事業内容報告書(活動基金)

別記2 新たな証拠

- 1 「兵庫県職員措置事実証明書・追加資料」と題する文書(平成24年5月8日付け)
- 2 「自治会の運営に対する意見と要望及び提案」と題する文書(平成21年4月26日付け)
- 3 「組織と会議」と題する文書
- 4 「西武庫団地自治会会計実施基準検討資料」と題する文書(平成17年4月27日付け)
- 5 「別途会計(特別会計)における問題点」と題する文書
- 6 「財産目録」と題する文書
- 7 「自治会会計・人件費の検討」と題する文書(平成24年4月29日付け)
- 8 2011年度収支決算報告書
- 9 2012年度収支予算書(案)
- 10 2011年度特別会計報告書
- 11 「西武庫団地自治会、経理会計業務に関する質問事項」と題する文書(平成17年4月26日付け)